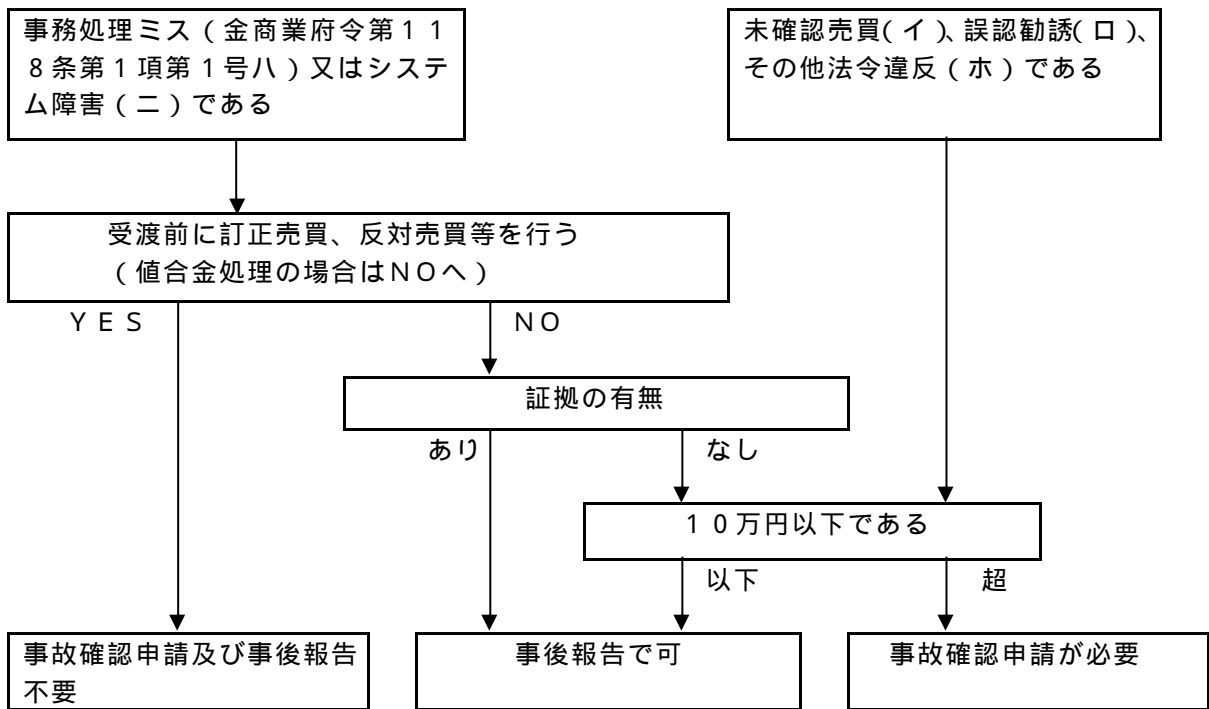


事故の確認申請等の事務手続上の留意事項等について

平成19年12月20日
社団法人 金融先物取引業協会

事故の処理方法について（確認申請又は事後報告の分類方法）



事故確認申請（事前確認申請）について

1. 申請書の作成、提出先

事故確認申請書は、顧客の損失額を確定した後、本協会監査部を通じて事故発生部支店を管轄する財務局長に提出する。

顧客口座へは、財務局長の確認を受けた後、入金する。

事故確認申請書は、財務局提出用2部、協会用1部、合計正本3部提出。

2. 添付書類について

(1) 顧客の証明書類について

事故確認申請書には、顧客もこの事故処理に同意している（争いが無い）ことを証明する書類を添付する必要がある。添付をしない場合は、原則として確認されない。

当該書類は、顧客が事故確認申請書に記載された事項について確認していることを証明するに足るものであればどのようなものでも良く、特に様式の定めはない。例えば、事故確認申請書の写しに、記載事項を確認した旨の文言と顧客の署名、捺印等があるもの等が考えられる。

（注）事務処理ミスやシステム障害など顧客と関係ないところで起きた場合は除く。

- (2) 提供しようとする利益の額の計算根拠
- (3) 事故を発生させた当事者が作成した事故内容を記載した報告書
- (4) 注文伝票
- (5) 顧客勘定元帳
なお、ただちに作成されない場合は取引日記帳
- (6) 顧客属性
- (7) 上記以外に、財務局において、個別審査を行う上で必要と認められる追加資料を提出する。

事後報告書について

1. 報告書の作成、提出先

- (1) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」（以下「金商業府令」という。）第119条第3項に定める事故報告（事故の確認が不要の場合の報告）に当たっては、本報告書正本2部を作成し、財産上の利益の提供等をした日の属する月の翌月末までに、本協会監査部を経由して管轄する財務局又は財務支局に提出すること。
- (2) 本報告書は、年月日順に、事故の概要を簡潔に記載すること。
- (3) 事務処理上のミス及びシステム障害により顧客に損失を及ぼした事故について、その訂正処理が受渡前に行われたときは、これら事故により発生した損失が実質的には顧客に帰属していないものとして、事故確認申請及び本報告書の提出は要しないこととするが、この場合であっても、当該訂正処理として損失補てん行為が行われることがないよう、十分な社内管理を行うこと。

2. 年月日

顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供（精算）した年月日を記載すること。

3. 事故の発生した営業所の名称及び所在地

事故となる行為に関係した役職員の所属する営業所の名称及び所在地を記載すること。

4. 行為者等の氏名又は部署の名称

- (1) 事故となる行為に関係した役職員の氏名を記載すること（仲介業者の場合は仲介業者名も記載すること）。
- (2) 事務処理上のミスで行為者が特定できない場合には当該ミスが発生した部署（店）の名称を、また、システム障害の場合には統括する部署（店）の名称を記載すること。

5. 行為区分

金商業府令第118条第1号のうち、該当する事故の記号（イ、ロ、ハ、ニ）を記載し、複数の記号に該当する場合は、その記号をすべて記載すること。

6. 事故の概要及び理由

- (1) 当初の取引内容、事故の原因及び訂正内容等について、具体的に分かりやすく記載すること。
- (2) 事故の原因が役職員の法令若しくは協会規則違反（不適切行為で過失による場合を除く。）である場合には、その旨を記載すること。
なお、この場合には、行為者について、金融庁（財務局）に対し事故報告を行うとともに、本協会に「事故報告書」を提出すること。

7. 「行為区分」別に、件数及び金額を合算して記載すること。

8. その他参考となるべき事項

参考となるべき事項がない場合はその旨を記載すること。

以 上